

平成27年第3回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成27年9月10日 午前10時00分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成27年9月10日（木曜日）

午前10時00分開議

#### 議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例
- 日程4. 議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 日程5. 議案第3号 河内町情報公開等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程8. 議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程10. 議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程11. 認定第1号
  - （1）平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
  - （2）平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （3）平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （4）平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （5）平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （6）平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定認定第2号
  - 平成26年度河内町水道事業会計決算の認定
- 日程12. 委員会提出議案第1号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程13. 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について
- 日程14. 委員会提出議案第2号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程15. 人権擁護委員の推薦について
- 日程16. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程17. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問

- 日程 3. 議案第 1 号
- 日程 4. 議案第 2 号
- 日程 5. 議案第 3 号
- 日程 6. 議案第 4 号
- 日程 7. 議案第 5 号
- 日程 8. 議案第 6 号
- 日程 9. 議案第 7 号
- 日程10. 議案第 8 号
- 日程11. 認定第 1 号

- (1) 平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
  - (2) 平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - (3) 平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - (4) 平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - (5) 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - (6) 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 号

平成26年度河内町水道事業会計決算の認定

- 日程12. 委員会提出議案第 1 号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程13. 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願について
- 日程14. 委員会提出議案第 2 号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程15. 人権擁護委員の推薦について
- 日程16. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程17. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

---

午前 10 時 00 分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、ご了承くださいようお願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、町の災害記録とその有効活用について、庁舎の耐震対策と建てかえについては、牧山龍雄君からの質問です。

2、土地埋立て等条例については、野澤良治君からの質問です。

3、子育て支援対策について、空き家対策について、動物愛護については、星野初英君からの質問です。

初めに、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） おはようございます。8番牧山でございます。質問に入る前に、風邪を引きましてちょっと聞き苦しいところがあると思うのですが、ご了承願いたいと思います。

今、台風18号が本土に上陸し、そして、また、台風17号の影響もありまして、大雨特別警戒警報が出ております。そのような中、雑賀町長を初め町職員の皆様には、安心・安全なまちづくりのために努力なされていますこと、頭の下がる思いでございます。そして、より多くの町民が幸せになれるよう、これからもよろしく願います。

さて今回は、町の災害記録とその有効活用についてと、庁舎の耐震対策と建てかえについてをお聞きいたします。

人は就職活動をするときに、履歴書というものを書きます。この河内町にも、河内町の歴史や歩み等を書いた書籍等がありますが、それも履歴書みたいなものだと思います。その中で、災害についての記録だけを集めたものがないかと思えます。例えば、ことわざに、備えあれば憂いなしということもいわれております。昔からの記憶もだんだんと薄れて時がたつにつれて忘れていくものでございます。昔経験した、聞いたことなど等の情報を記録し、残していくべきではないかと思えます。

そして、次に、庁舎の建てかえの件ですが、以前、庁舎の耐震工事をしたときにも質問いたしましたけれども、今回は庁舎の建てかえについてお聞きします。

今、小中一貫校の校舎建設などで大変な時期で、財政的に厳しい時期でありますけれども、このままの状態、いつまでもこの庁舎がもつものではありません。今から建てかえの計画をしっかりと立ておくべきではないかと思ひ、お聞きします。

詳細は自席にてお聞きします。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それでは、担当課長にお聞きします。

河内町には過去の災害記録はどのような形で保存されているのか、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 牧山議員の質問にお答えします。

災害記録をどのように保管しているかということでございますけれども、平成22年3月に全面改正し、ことし3月に一部改正した町の地域防災計画に、過去の災害の履歴を記述しております。また、近年の災害被害について、同じように記載されておりますが、単に被害概況を載せているだけでありまして、資料的に詳細な記録、写真を含めて、そういうものは残っていないのが実情であります。ただ、2011、平成20年3月の東日本大震災につきましては、町始まって以来の被害ということもありますので、被害状況をまとめてファイルにして総務課で保管をしており、写真はサーバーに保管をしております。そのような状況です。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） そのようなデータを保管しているのも結構なのですが、そういうのを今度デジタル化にして、町民とかほかの人も共有して見られるような状況をこれからつくっていったらいいのではないかなと思います。保存しただけでは、やっぱりなかなか皆さんがその情報を共有できませんので、そういうことで、今回ちょっとお聞きしたのでございますけれども、これから河内町で、今回も大雨降っておりますけれども、どのような災害を想定なされておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） これも町の地域防災計画の中にありますけれども、まず、水害関係では、利根川、小貝川、霞ヶ浦が想定されており、一番被害が大きくなる可能性の高い利根川の場合は、町全域が浸水想定区域になっており、浸水した場合は大部分が水深2メートルから5メートルと想定されております。なお、この利根川、小貝川、霞ヶ浦の浸水想定については、洪水ハザードマップとして平成22年3月に全戸に配布をしております。

次に、地震についてですけれども、茨城県南部のプレート境界地震、マグニチュード7.3の場合、河内町のほぼ全域で震度6弱と想定されております。近年、地表において活動層の存在が確認されていなかった地域でも被害を及ぼすような地震が発生していることを考慮し、発生可能性は低いのですけれども、河内町直下で発生する兵庫県南部地震相当、マグニチュード7.2の地震を想定地震として被害想定を行っております。それによりますと、町のほぼ全域で震度7になると想定され、被害家屋数は町全体で992棟と想定され、出火件数は冬18時で最も多く30件と想定され、死者数については51人と想定されております。な

お、この想定結果は、1996、平成8年の財団法人消防科学総合センターの簡易型地震被害想定システムを用いたものでありまして、平成21年3月末のデータ換算による想定結果であります。

以上です。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

私たちも、この間の東日本大震災で地震に対する経験はしております。そうすると、やはり経験していますと、その想定というのも大分身近なものに感じられますので、身近なものに感じるために、いろいろなデータをこれから公表したらいいのではないかなと思います。私も、昭和56年の小貝川の決壊のときに初めて洪水というものを体験いたしまして、本当に夜中の暗いときに広報車が切れましたというお知らせをしたときに、もうすぐそばにも来るような、もう身近に迫っているような緊迫感があったのですけれども、だんだん夜が明けるにつれて、そういう状況ではないというのを感じた経験があります。そういうことで、いろいろな情報を皆さんが持っていたほうが災害が、起きたときに、いろいろなほかの人災が少なくなるのではないかと、準備ができるから少なくなるのではないかと私は思っています。

そういう点で、やはり今まであった記録、データというものをデジタル化して、パソコンで皆さんが検索できるような状況にしておいたほうが、私はこれからの被害を最小限にとどめることもできるのではないかと思います。そういうところで、そういうものもこれから検討していただきたいと思います。

次に、庁舎の耐震と建てかえについてですけれども、やはり今、課長がおっしゃいましたけれども、震度7とか、そういうものを想定がされたときに、この庁舎がどういうことになるかということも、やはり町民の方も心配していますし、また、この庁舎も、災害対策本部ということで重要な役割を果たす建物でございます。今すぐどうこうとは言いませんけれども、やはり今からそういうものに備えておくことが必要ではないかと思います。そういうことで、建てかえ計画について、町長にお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

その前に課長ですか。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今、牧山議員から、この役場庁舎の建設計画というようなお話ですけれども、以前、この役場の耐震工事の事業が予算化されたときに、牧山議員からも耐震工事の内容についての質問があったわけでございますけれども、ご存知のように、昭和56年6月ですか、建築基準法が大幅に改正されまして、耐震について改定がありました。そういうのもありまして、町としては、平成20年に耐震調査を行って、その結果を受けて22年度に耐震設計業務を委託し、それで、耐震補強計画について判定をいただいて、

それによりまして、そういう内容でしたら耐震的に問題ないだろうということで23年度に工事を行ったわけでございます。

その内容については、その当時ありましたバルコニーとか屋根のひさしとか化粧柱とか、そういう耐震性能が加工されていない部分を撤去して、建物も軽量化を図ったと。それと、あと、極脆性、弱い部材の際に耐震のスリットを設けることにより、脆性の破壊を防止して、建物の靱性、粘り強さとか、そういう強さを向上し、壊れにくさを向上させて、また、あと、2階にありました小会議室と中会議室の壁がコンクリートブロックでしたので、その改修を行うとして、耐震的には現在の建築基準法で認められている耐震性は確保したというような状況でありますので、その当時の総務課長が答弁しているのですが、建てかえとかそういうことではなくて、今ある建物の安全性に問題があると、そういうことを解消するため工事を行ったということでございまして、今、計画云々について、ちょっと具体的にどうこうということをお答えするような状況にはないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

けさの新聞でございますけれども、東海村の原発が事故を起こしたときに、県庁の機能をつくば国際会議場に移すみたいな記事が載っておりました。常に何かあったら準備しておくという、そういう姿勢は大事じゃないかと思っております。これからも、大変な仕事を抱えながらそういう計画を立てるのも大変ですけれども、やはり少しずつ準備をしておかないと、いざというときに何も機能しなくなってしまうので、そういうことで、今、財政も厳しい折、すぐやれというわけではないのですけれども、計画だけは立てておいたほうが、いろいろな想定をしておいたほうが、何か災害のときに役に立つのではないかなと思っております。

それに関して、また、町長、何か一言あったらお願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、牧山議員さんと総務課長のほうの話をちょっと聞いておりました、23年当時の耐震工事は、私はここにいなかったものですから、今この建物を利用させてもらっていますけれども、頭の中のシミュレーションというのはあってもいいのではないかと思っておりますね。というのは、新耐震基準が昭和56年6月に改正されていますけれども、今まさに、日本が地震大国だということで、もしかすると、そういう基準が見直されることもあるかもしれませんし、そういうことになってくれば、これは動かなければいけないと思っておりますし、あと、ほかにも予期しないことが起きたときには、そういうことも考えなければならぬと思っております。それは、頭の中でのシミュレーションで、議員の皆さんも含めて、我々町民も含めて、いろいろと考えておくのは、それは別に差し支えないと思っております。そういう形で、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） どうもありがとうございました。

やはり、耐震基準、基準といいますけれども、基準神話みたいなものになって、その基準を満たしているから安全だと言い切るものではありません。ましてや、どういう大きさの地震が来るかもわかりませんので、そのために準備は怠らないほうがいいと思います。そして、やはり準備しているということを町民に知らせることも、町民が、そういうことを取り組んでいるのだなということで少しは安心できる部分はあると思いますので、これからも、そういうことでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 皆さん、おはようございます。5番野澤です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

9月を迎え、河内町においても稲刈りの時期を迎えておりますけれども、先ほど牧山議員がおっしゃったように8月末から天候が不安定であり、まして、きのうからは台風18号が愛知県知多半島に上陸した後、東海、北陸を縦断し、今後も大気の状態が非常に悪く、不安定な日が続いております。そして、今後の大雨による河川の増水等が心配され、つきさつきですか、災害警戒本部も町で設けられたということでございますので、非常に心配されるところでございます。

また、米の収穫時期が大幅にずれ込み、農家の人にとっては大変厳しい状況でもあろうかというふうに思います。幸い米価は昨年より一、二割ほど高いと聞いておりますが、一刻も早い天候の回復、そして、豊作を期待しております。

今回の一般質問事項につきましては、土地埋立て等条例について質問をさせていただきたいと思っております。

詳しい内容につきましては自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、土地埋立て等条例の質問の中の現状についてということで、現在の条例制定の適用の範囲、そして、条例制定の目的、過去の条例の申請件数及び主な内容について、担当課長のほうより答弁いただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 野澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

埋め立て盛土の現状ですが、平成4年に県条例に準じ、河内町土砂等による土地の埋立て盛土及び堆積の規制に関する条例を制定しております。この条例の適用範囲は河内町全

域になります。埋め立て盛り土及び堆積をする場合、申請が必要な面積は300平米以上5,000平米未満です。それ以上になりますと県の許可が必要となります。また、高さについては、現況の地盤高を基準として1.5メートル以下、または隣接公道高を基準として20センチ以下となります。ただし、適用範囲に該当するものであっても、国、地方公共団体が行う事業等については適用除外となります。

次に、過去の申請件数及び主な申請理由ですが、条例制定から約50件程度申請を受けております。年間約二、三件です。住宅建築のための埋め立てや、農業施設建設のため、駐車場の整備としての申請が主でございます。

条例の目的といたしましては、盛り土、堆積による土砂崩れ等の災害防止や、産業廃棄物等の不法投棄による環境公害等をなくし、居住環境の保全を目的としております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま、課長のほうから条例制定の内容、件数等の答弁をいただきましたけれども、それでは、その中で、過去の例えば条件の違反であったりとか、あとは、無許可での埋め立て等々の件数等の確認について、今の状況を答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 平成4年からの条例でございますが、過去に無許可で埋め立てをしていた事例が1件ございます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、無許可で埋めたところもあるということですが、今まで、そういう場所についての指導方法について、どのような指導を行ってきたかということをご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 過去の1件ですが、埋め立て途中に行為が判明し、すぐ行為者に連絡、指導を行い、まず、事業申請を提出していただきました。そちらを受理いたしましたして、内容の審査をして許可をしたことがございます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、同じ質問の中、今後の具体的な対応についてということで、ご質問させていただきたいと思います。

課長のほうから指導方法等々もありましたけれども、今後の指導方法を改善もしくは強化していかないと、今後も、そういう件数がふえると思われませんが、町としての今後の対策として、どういうことをしていこうとしているか、答弁いただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 今後の具体的な対応でございますが、まず、違反者への監視が重要となると思われます。町内パトロールや情報提供などにより監視をしていきます。また、茨城県の県南県民センターによるパトロールも行われていまして、情報の提供もいただいております。

ほかに、庁内関係各課とも連携し、他法の申請情報から盛り土が必要な事案であれば、当事者に説明理解をいただき、申請をしていただくようにしております。

また、町民の方に制度の認識をより高めていただくためにも、広報等を利用して制度の周知も行っております。もしパトロール等により違反者があったときは、県の不法投棄対策室や、県民センターや警察と連携して対応していきます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。それでは、最後の質問をさせていただきますと思います。

この条例は平成4年に制定されたということで、主な内容は、先ほど課長からありましたけれども、やはり土地の埋め立て盛り土について、周辺の災害防止及び良好な居住環境の保全を守ることが大前提でありますけれども、これが例えば守られないと不法投棄の原因にも繋がりますし、23年という年月を経過しております。その中で近隣市町村では、ほかに残土条例という制定をしているところも多くあると思います。その中で、今後、河内町としても必要になってくるというふうに思われますけれども、その辺の町としての考え方を答弁いただいて、最後の質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 県の不法投棄対策室からも、違法残土に対しましては県内で深刻な問題になっておりますので、条例の制定のほうも、いろいろな勉強会等を通して勉強させてもらっていますので、今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様、おはようございます。7番星野初英です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、子育て支援対策についてですが、小さいお子さんのいるご家庭が安心して外出できる環境づくりとして、おむつがえや授乳ができるスペース、赤ちゃんの駅の設置についてお伺いいたします。

2番目に、空き家対策について、昨年、質問させていただきました。空き家条例の進捗

状況についてと、定住促進についての対策についてお伺いいたします。

最後に、動物愛護についての質問ですが、この件も、昨年、質問させていただきました。動物愛護条例の進捗状況についてお伺いいたします。

また、我が町の今現在の状況についてと今後の対策について、お伺いいたします。

詳しくは自席にて質問いたしますので、担当課長さん、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 初めに、子育て支援対策についてお伺いいたします。若い人が住みやすい町のアピールにもなると思いますので、今回は移動式赤ちゃんの駅の導入についてお伺いいたします。

移動式赤ちゃんの駅とは、貸し出し用の移動式授乳用テントの愛称です。高さ2.5メートル、中の広さは約2畳半分の四方幕つきテントと折り畳み式のおむつ交換台、椅子、机の4点セットになっております。

この前、中学校の運動会にも参加させていただきましたけれども、そのときに、お昼のときには校舎を皆さん使っていただくようになっていましたけれども、それ以外は使えない状態になっていました。そのように、小中学校の運動会とか、町民運動会とか、その他のイベントが開かれた際に、乳児を持つ親子に気軽に安心して参加していただくことが狙いです。できれば、そのテントに、河内町のイメージキャラクターの「かわち丸」をつけたら子供たちが喜ぶと思いますし、かわち丸の宣伝になるとも考えます。また、移動式赤ちゃんの駅は、町民の方たちにも地域のイベントのときに貸し出しもできるようにしていただければ喜ばれるのではないのでしょうか。予算的にも高額なものではないので、子育てしているご家庭の方のために、何とか導入していただければと思います。

秋山課長さん、導入についてのお考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、私のほうから星野議員からの質問で子育て支援対策の移動式赤ちゃんの駅の導入についてお答えいたします。

まず、近隣の市町村の導入状況についてお答えしたいと思います。

稲敷市につきましては、本年6月1日より導入し、龍ヶ崎市、美浦村につきましても、7月1日より導入されております。また、阿見町と利根町につきましては、まだ導入はしておりませんが、今後検討してまいりたいとのことであります。

この移動式赤ちゃんの駅とは、星野議員がおっしゃるとおり、イベント等で乳幼児の授乳や、おむつ交換を行うスペースで、テント式のものが多くあります。

今後、河内町といたしましても、近隣の導入状況を踏まえ、子育て中の皆様が気軽にイベントに参加できるような環境を整えるためにも、子育ての支援のイメージアップも含め、貸し出し用移動式の赤ちゃんの駅の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 秋山課長、ありがとうございます。ぜひとも、乳児を抱えている子育て中の皆様が気軽に安心して運動会やイベント等に参加できる状況にしてあげてほしいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、空き家対策について、吉田課長さんにお伺いいたします。

今現在どのくらいの空き家がありますか。これは、宮本議員また雑賀議員も質問していることですが、また、私も質問させていただきました。空き家条例の現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 星野議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の空き家数でございますが、区長さんにわかる範囲で空き家調査を依頼いたしました。結果、これが全てではございませんが、56棟の空き家の報告をいただいております。

次に、空き家条例の進捗状況ですが、6月に県の空き家対策等の推進に係る市町村連絡調整会議というものが開催されました。この会議の趣旨は、国で施行された空き家に関する法律の内容に従い、既に独自に条例化している9市を核に幹事会を立ち上げ、条例制定をする市町村が内容を一定の水準にし、ばらつきがないように情報の提供をしていくというものです。次の会議は10月5日に開催され、詳細が随時報告される予定でございます。

会議内容を踏まえ、河内町空き家条例を制定していく予定です。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。河内町の状況をよく踏まえまして、どうかよろしく願い申し上げます。

国の空き家条例で市町村の対応ができますけれども、今後の町の対策について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 今後について、まず、空き家の場所と数を正確に把握いたします。国の法律により、住基情報、税情報等を利用、調査できるようになりましたので、所有者、管理者等を調べ連絡し、防災、防火、環境の観点から適正な管理を基本にお願いしてまいります。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。ぜひとも、やはり空き家の近隣の方々が、これから、まして冬になりますと火事とかいろいろな部分でご心配なことがたくさんありますので、それをできるだけ除いてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、定住促進についてお伺いたします。

昨年も、これも質問をさせていただきましたが、今回、40代から50代のお母さんたちから、5人の方からお話があったのですが、息子さんや娘さんが河内に帰ってきたくても、町営住宅は空きがないし、住むところがないので、何とか考えてほしいと相談を受けました。河内町の次世代育成支援金の2人目50万、3人目100万円がとても魅力だそうです。

そこで、若い方たちに定住していただくために、新築を建てる時はもちろんですが、前回この新築の件に関しては質問していますけれども、今回は空き家を買ってリフォームする場合にも、また、持ち主がリフォームした場合でも、購入したときに補助金を出してあげるような対策も必要ではないでしょうか。隣の利根町では、新築の場合ですが、30万円の補助金が出るようになっております。

このままですと、子供を産み育てる年代の方たちが、皆さん、成田市とか龍ヶ崎市等々へ定住してしまうのではないのでしょうか。何とか親の住んでいる河内町に住めるような環境をつくってあげたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 定住促進についてですが、先ほど言ったように、所有者、管理者の方にお話をお聞きして、今後の管理について、転売や賃貸などの意向があり、リフォームや庭木の手入れなどをしていただいて空き家を利活用できれば、定住促進につながるのかなとは考えております。

また、所有者、管理者または空き家の購入者にリフォーム助成が出るかは、空き家条例内でできるかどうかは未定でございますが、条例作成時の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。検討課題ということですが、どうか、ほかの課の方たちとも協力していただき、ぜひとも、親の近くに住む子供にとって、また、これから高齢化の進む親にとっても安心につながることを思いますので、河内町に定住していただけるように、前向きに検討していただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、新築でローンを組むときはもちろんですが、中古住宅を、子供を産み育てる可能性のある方たちが買った場合、または空き家を購入してリフォームするときのローンを組む際に、町が銀行と提携して低金利ローンを組めるようにできないものでしょうか。若い方に何とか河内町に住んでもらうために検討していただきたいと思いますが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 金利補助についてですが、先ほどと同じになりますけれども、空き家条例内で補助できるかは未定でございます。条例作成時のまた検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） この施策も、利根町は家を買う方全員を対象としてやはり行っております。我が町でも銀行との取引はあるはずですので、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、動物愛護についてお伺いいたします。

この質問も昨年いたしました。現在、国も県も殺処分ゼロを目指しておりますが、動物愛護条例の進捗状況について、吉田課長さん、答弁お願いいたします。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 動物愛護についてですが、国の動物愛護及び管理に関する法律及び県の同条例が制定されております。河内町は各上位法に基づき、動物の愛護及び管理に関して運営しております。町の条例は現在ございません。ただ、河内町ごみ散乱防止に関する条例の中に、犬に関する飼い方として、ふん尿処理に係る記述だけございます。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。前回の議会のときに町長さんからはつくり出すという答えをいただいていたけれども、それで進捗状況を伺ったわけですけれども、近隣の市町村や、その周りの条例を参考にしながら、今後なるべく早目をお願いしたいと思います。

今回、職員の方たちに、いろいろと動物愛護の方たちに協力をいただき大変感謝申し上げます。そこで、我が町の今現在の状況についてお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 現在の状況ですが、動物愛護条例は制定しておりませんが、県条例に従い動物愛護を推進しております。

犬に関しては、登録義務がありますのでシステム化されております。飼い犬につきましては管理されております。

野良犬やその他の野生動物は、動物指導センターと連携して対応しておりますが、近年野良犬等の被害も増加しており、被害があれば捕獲や保護も行っております。

また、猫については登録義務がなく、個体数の把握はしておりません。平成25年度に茨城県動物の愛護及び管理に関する条例のうち、猫に関する部分が改正され、主に、飼い猫は室内で飼いましようということになり、交通事故、感染症、野良猫増加の防止、近隣トラブル等を防ぐことを目的に制定されました。この内容は広報紙等により、町民の方にお知らせしております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。今、犬のことはありますけれども、犬よりも、今本当に猫のほうが現実的に困っている方がたくさんいらっしゃると思います。

8月号の広報に1ページを使って載せてくださいました。読んでの方が少ないため、県の条例のことも知らない方がたくさんいらっしゃいます。できれば、防災無線も使って皆さんに周知していただきたいと思います、これは私の思いですけれども。やはり皆さん本当に、せっかく広報が来ても読んでいない方が本当にたくさんいらっしゃいます。私も歩いてこういう条例ができたということも何人かにお話ししましたけれども、知らない方がほとんどという形でしたので、広報紙をよくよく読んでいただくようにも勧めましたけれども、今後そのような検討もしていただきたいと思います。

今回、役場に猫のことの苦情があって、動物愛護の方に連絡があり、そのお宅に行って啓発し、細かいことを説明してきました。何件か行かせていただきました。その中の1件の例ですが、親猫の去勢手術の了解をとり、親は動物愛護の方が預かり、子猫もワクチンを打って、病院から子猫を連れていきますと、引き取って育てると最初は約束していたのですが、もう猫は預かれないというように変わっていました。よくお話を聞きますと、お隣の方が飼っていた猫で、犬を飼ったので猫は要らないと言って餌もあげなかったのですが、かわいそうで外で餌をあげていたそうです。その子が、子供を4匹産んだそうです。このように話が変わってしまい、去勢手術のお金の請求が全額できないような状況になってしまいます。やはり職員の方と協力し合っていないと、話が食い違ってしまうことが多々あります。今後もお互いに協力し合って進めていかなくてはいけないと実感しておりますが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 動物愛護推進員の方との連携ですが、近年、おっしゃるとおり猫に関する苦情が多く、野良猫や室内外を行き来する飼い猫が他人の敷地に入り、ふん尿をしたり、ごみ箱をあさったり、車等を傷つけるなどの苦情があります。その都度、当町職員が県条例に従い、チラシ等で適切な飼い方について指導を行っております。

また、星野議員がおっしゃるような事案があるときには、動物愛護推進員の方にもお願いしまして訪問指導をしていただいております。

考えとしては、今後も引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 今、課長さんがおっしゃったように、今後、場合によってはやっぱり職員の方と一緒に訪問させていただきながら、啓発の運動をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今後の検討についてお伺いいたします。

先ほどもお話いたしました、何が今一番困っているのかというと、野良猫の産んだ子猫を、病院に連れて行ってワクチンを打った子猫を預かるところがないということがとても困っております。先ほどの家の方には、どうにか説得して1カ月間だけは預かっていただけようになりました。でも、ほとんどのおうちの方が、子猫を連れていきましても預かりませんと、もう育てませんというような返事が今の現状です。

今は繁殖のときなので、病院もいっぱい困っています。もちろん病院で預かってもらうには1日2,000円かかります。それも動物愛護の方が実費で払わなければなりません。それでも、預かっていただくしかない現状です。動物愛護の方には県から補助金は一切出ません。

私も、ことしの4月から動物愛護推進員となり、実際に活動してみて町の現状がよくわかりました。余りにも無責任に餌やりをしている方がたくさんいます。このまま去勢手術もしないで放っておくと高齢者のお宅が飼っている猫は、もちろん去勢手術をしない方が多いので、猫だけになってしまつて大変なことになってしまうというように考えます。野良猫はワクチンを打っていないため、いろいろな病気にもなっております。その病気の猫がまた子供を産んで、どんどん病気も広がってしまい、とても怖い状況です。

私事で恐縮ですが、子猫を預かっていただくために何軒も当たり、何人かの方には協力していただきましたが、限界があります。私の家では犬を家の中で飼っているのですが、1歳になるいろいろと事情のある、これも病気を持っている猫です。見るに見かねて飼うようになりました。主人は猫が大嫌いなために、2階の母の部屋にお願いして今飼っている状況です。

ほかの市や町や進んでいるところは、NPO法人を立ち上げて、一時預かりや新しく飼って下さる方が見つかるまで面倒を見ています。今現在だけでも、病院のほうから早く引き取ってほしいといわれている子猫が9匹います。ほとんどが、今回、町の苦情に来て啓発したお宅の猫です。そこで提案なのですが、町の猫を預かる施設があれば、何とか協力していただきたいと思います。今後の対策として、町としての考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 今後の対策ですが、既に動物愛護条例を制定している近隣町村の内容等を見ると、国の法律、県の条例にない、おっしゃるような動物の一時預かりや、新たな飼い主探しや、避妊去勢手術の補償等が盛り込まれております。同じように河内町も動物愛護条例を作成するには、獣医師、ボランティア、NPO等の協力なしには実施に至らない条例であります。今後、河内町も愛護条例を制定するに当たり、獣医師・団体等、ボランティアの申し出が必要不可欠になり、これらの申し出が複数あれば、条例の制定を検討していきたいと考えております。

現在、動物に関する相談等ある場合は、県条例に従い、相談者、当事者宅に連絡し、説明、指導を行っております。適切な飼い方を促しております。また、県から委嘱された動

物愛護指導員とも引き続き連携していきたいと考えております。

以上です

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 吉田課長さん、ありがとうございました。今、課長さんがおっしゃられたように、今現在、県から委託されて動物愛護推進員をやっているのは2名です。もし、町として動物の一時預かりや、新たな飼い主を捜すまでの預かる場所があれば、何とか協力していただきたいと思いますが、町としての対応を、再度、雑賀町長さんのお考えをお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、星野議員さんの動物愛護に関して、我々人間が忘れかけていたものをこういうふうな形で提言をしていただいていることについて、本当に敬意を表する次第であります。

この猫ちゃんのそういうお家ですか、町の中でそういう使わないところを今ちょっと検討しております、具体的なものが出てきましたら、ぜひとも星野議員さんにもそのあたりを確認してもらって、できれば個人ではなく団体といいますか、愛護の団体、協会みたいなものを任意でも結構ですからつくっていただいて、個人ではなく団体で対応するということで、町のほうと協議しながら進めていけば、何とか対応できるのではないかというふうに実は考えております。そういうことで、今後は、双方で相談しながら進めていければいいかなというふうに考えております。

それと、先ほどの戻りましてリフォームとか、住宅購入の補助金関係ですけれども、実はこの間、ある銀行さんと話しましたら、お互いに少し研究して近隣市町村の状況も踏まえて相談してもいいのではないかという回答は実はもらっておりますので、今後、どのあたりまで可能かを銀行さんも含めて協議をしてもいいのかなというふうにちょっと考えております。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。前向きに本当に検討していただくということでありがたいのですが、本当にNPO法人も立ち上げているというのは、ほとんど個人がNPO法人を立ち上げております。やはりそういう場合には自分で建物を借りてお金を出してという形でやっているところが他市町村では多いのですけれども、やはりなかなかそこまでできる方がいらっしゃらない。ただ、動物愛護推進員と一緒に活動している方が本当に熱心で、私も熱心過ぎて素晴らしいなと思うこともありますけれども、その辺のところもよくご相談しまして、やはりNPO法人を立ち上げるということとはなかなかあれですけれども、複数に、もう少し推進員の方が多くいらっしゃれば、またそうやって、もし町の建物が借りられるのであれば、そこをきちっと管理するのは、責任を持っ

てももちろん動物の世話はさせていただくという思いでありますので、ぜひとも、本当に何としても、町として使いようがない建物があるのであれば、そういったものを町として提供していただければ、もしそれが可能であれば、多分日本では初めてではないかと思えます。

やはり皆さん、個人でやっているところはありますけれども、町が協力して一緒にやるということは、なかなかやっていないのですね。でも、この小さな河内町に限っては、やはりそのようにしていただかないと、このまま人口より猫の頭数のほうがふえてしまいます。本当に、餌やりをやっている方が多いし、去勢手術もしない方が多い、やはり猫をお家の中で飼いなさいということは本当に無理かもしれません。農家のお家は、また、お家も広いので、自分の屋敷の中だけであればいいのですけれども、去勢手術をしていけば余り遠くには行きません。ですから、やはり一番、今、訴えたいことは、去勢手術をしていただきたいと。今、保健所でも、むやみに預かっていただけないような形になってきています。よっぽどの事情がないと、やはり国も県も殺処分ゼロということでやっておりますので、預かってくださいませなので、これからはやはりしっかりと私たちも検討して、またご相談しながら何とかいい方向に持っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時03分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町情報公開条例

の全部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程6、議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 内容がちょっとわからないのですけれども、再手数料、再交付という感じですか、これ。再発行に係る手数料ってどういう意味なのですか。再発行っていうことは、なくしちゃった場合に新たに発行するって、そういう意味を有するのですか。

ちょっとその辺を聞きたいと思います。

○議長（篠田英一君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 青野議員の質問にお答えいたします。

再発行の手数料ということは、紛失した場合に新たに通知カードなり個人番号カードを、発行されたものを紛失した場合には再発行の手数料が必要になるということでございます。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 再発行、手数料はわかりましたけれども、その番号というのは同じなのですよ。失くしちゃってどこかに、誰かのところに行っちゃった場合でも、同じ番号を使うという意味で、そういう意味で捉えてよろしいのですかね。

○議長（篠田英一君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 通常ですと、同じ番号で再発行するということになります。ただ、それがもしほかで悪用されるような場合、誰かが紛失して使われてしまうようなおそれがある場合には、国のほうと連携をしまして、新たな番号を振ってもらう形になると思います。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） その場合には、手数料またかかったりするのかな。その点ちょっと確認したいのですが。

○議長（篠田英一君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 再発行の手数料につきましては、500円なり800円は1件として変わらずになると思います。事情がある場合には無料になる場合もあるのですが、通常ですと再発行の手数料が発生して500円、800円という金額になるのですが、もし番号が、そういうことで違う番号がどうしても必要であるということになれば、再発行手数料は1回のみということになっています。

○議長（篠田英一君） ほかにありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程7、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程8、議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程9、議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成27年度河内町介

護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程10、議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程11、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月3日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成26年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員会より審査の結果について報告をお願いします。

決算審査特別委員会委員長廣瀬 裕君、登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長廣瀬 裕君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（廣瀬 裕君） 決算審査特別委員会審査報告。

去る9月3日開会されました平成27年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託された案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号 平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。認定第2号 平成26年度河内町水道事業会計決算。以上について、9月3日から4日の2日間、委員9名出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査いたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

平成27年9月10日、決算審査特別委員会委員長廣瀬 裕。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 1、平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、2、平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、3、平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、4、平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、5、平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、6、平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成26年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程12、委員会提出議案第1号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提出案件の説明を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明は省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程13、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月3日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

廣瀬教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕君登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（廣瀬 裕君） 教育厚生常任委員会審査報告。

去る9月3日に開会されました平成27年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である雑賀 茂議員より今回の請願について、ご説明をいただきました。

子供たちの教育において、きめ細かな対応をするためには、学級規模を引き下げ、一人一人に配慮した学習指導が必要である。義務教育の一層の充実のためにも、教育予算の拡充を図るべきであるとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会の報告といたします。

平成27年9月10日、教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

請願第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程14、委員会提出議案第2号 教育予算の拡充を求める意見書

の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第2号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号 教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程15、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であるといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は、推薦するに適任であると決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 日程17、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

---

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成27年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員